

新上越斎場建設事業

入札説明書

令和 3 年 7 月

上越市

目 次

第 1 事業の概要	2
1 事業名称.....	2
2 公共施設等の管理者.....	2
3 事業の目的.....	2
4 事業の内容.....	2
第 2 入札参加に関する条件等	5
1 入札参加者の構成等.....	5
2 入札参加者の参加資格要件.....	6
3 入札参加資格確認基準日.....	8
4 参加資格の喪失.....	8
第 3 事業者の募集・選定	9
1 募集・選定の方法.....	9
2 募集・選定のスケジュール.....	9
第 4 入札に関する事項	10
1 入札の手続.....	10
2 入札参加に関する留意事項.....	12
第 5 事業者の選定について	15
1 選定委員会の設置.....	15
2 落札者の決定.....	15
3 結果の通知及び公表.....	15
第 6 契約に関する事項	16
1 契約の締結.....	16
2 契約を締結しない場合.....	16
3 契約金額.....	16
4 契約の保証.....	16
第 7 その他	17
1 本事業に関する市担当部署.....	17

この入札説明書は、上越市（以下「市」という。）が実施する新上越斎場建設事業（以下「本事業」という。）において、本事業の業務を行う事業者を募集及び選定するに当たって、入札参加を希望する者に配布するものである。

本事業に係る総合評価一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、次の文書は、本入札説明書と一体のものであり、すべてを総称して入札説明書等という。

別添資料 1：要求水準書

別添資料 2：落札者決定基準

別添資料 3：様式集

別添資料 4：契約書（案）

第1 事業の概要

1 事業名称

新上越斎場建設事業

2 公共施設等の管理者

上越市長 村山 秀幸

3 事業の目的

現上越斎場が昭和60年に供用を開始してから約35年が経過しており、施設設備の老朽化が著しいこと、また、将来的な火葬需要に対応するため、令和2年9月に策定した「新上越斎場建設事業基本構想」（以下、「基本構想」という。）に示す下記の5つの基本コンセプトに基づき、上越斎場の新築及び現斎場の除却・跡地整備（以下「改築」という。）を実施することを目的とする。

基本構想に示す本事業の基本コンセプト

- 将来の火葬需要や市民ニーズに対応できる施設
- 遺族等が故人を偲び、厳かにお見送りができる施設
- 人にやさしく、安心して利用できる施設
- 周辺環境に配慮した施設
- 効率的な運営に資する施設

4 事業の内容

(1) 事業方式

基本構想に基づいて、事業の実現性、募集時の競争性の確保、効率的な業務が期待できる設計・施工一括発注方式（DB（Design（設計）－Build（建設））方式）とする。

(2) 事業期間

契約締結日の日から令和7年9月20日まで（予定）

※令和6年度中の供用開始を計画しているため、それまでに実稼働できる状態に完了させること。

指定工事期間（予定）

- ・ 区域A（市道びょうぶ谷線より北西区域） 契約の日から令和7年1月10日まで
 - ・ 区域B（既存斎場区域） 令和7年4月1日から令和7年9月20日まで
- ※提案書により工期を短くした場合は、その期間とする。

(3) 本事業の業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

なお、基本構想に基づき、「火葬炉の整備、維持管理」、「斎場の運営」は別発注とするが、「火葬炉の整備」については、本事業における斎場建設と一体のものとして実施する。

- ・調査業務
- ・設計業務
- ・各種許認可等申請業務及び支援業務
- ・工事監理業務
- ・建設工事業務（施設建設、造成外構、備品を含む）
- ・既存施設の解体工事業務
- ・その他本施設の整備に必要な業務

(4) 対象施設等

① 新斎場の概要

項目	内容
所在地	上越市大字居多地内
敷地面積	約 13,700 m ² 区域 A（市道びょうぶ谷線より北西区域） 事業区域 約 8,400 m ² （うち、都市施設を想定している区域 約 8,000 m ² ） ※建物は区域 A のうち、都市施設を想定している区域に建築する 区域 B（既存斎場区域（都市施設として想定している区域）） 約 5,300 m ²
構造	火葬部門及び待合部門：鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造 上記以外の付随部門（倉庫、車寄せ等）：事業者の提案による。
建築面積	事業者の提案による。
延床面積	2,350 m ² 程度で事業者の提案による。 ※火葬炉関係設備がコンパクトになった分の面積については、縮小もしくは諸室等の提案面積に含めても構わない。
火葬炉	人体炉 5 基
火葬部門	エントランス、告別室（炉前ホール兼用）3 室以上、収骨室 2 室以上、事務室、霊安室、台車置場、火葬炉設備、排ガス設備機械室、監視室、残灰処理保管室、ガバナ室、機械室、電気室、自家発電スペース 等
待合部門	待合ホール、待合室 5 室、授乳室、キッズコーナー、業者控室、多目的室 等
駐車台数	普通車用：40 台以上 （うち身障者用として 2 台以上） 大型バス用：5 台以上

② 既存斎場の概要

新斎場の供用開始後、既存斎場を閉鎖し解体する。

項目	内容
所在地	上越市大字居多776番地
敷地面積	5,329.90㎡
建設年度	昭和60年度
構造・階数	RC造平屋建て（一部2階建て）
延床面積	1,367.21㎡
火葬炉	火葬炉4基（2炉1系列）、汚物炉1基 燃料：都市ガス
建物概要	告別ホール、見送りホール、炉前ホール、収骨室2室、待合室（和室）5室（うち祭事室1室）、待合ホール、霊安室1室
駐車台数	16台（身障者用1台）

(5) 入札予定価格

本事業の予定価格は次のとおりである。

予定価格 : 2,365,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

入札書比較価格 : 2,150,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）

(6) 低入札価格調査基準

入札書比較価格の85%未満

(7) 支払条件

設計、工事等の進捗に応じて年度毎に支払うことをしている。詳細は、契約書（案）にて定める。

(8) 想定されるリスクの分担

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い施設整備を目指すものであり、本施設の設計、建設、工事監理等の業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

予想されるリスクおよび市と事業者の責任分担事項、責任分担の程度、責任分担の具体的な内容については、契約書（案）に定めるものとする。

第2 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

(1) 構成

入札参加者は、設計・工事監理する企業（以下「設計企業」という。）と建設する企業（以下「建設企業」という。）によるグループとし、設計企業と建設企業はそれぞれ次のとおり複数の企業を構成員とする。

種 別	構成員数
設計企業	2 社
建設企業 ・ 特定建設工事共同企業体（以下「建設 JV」という。）とすること。	2 社又は 3 社

(2) 代表企業

建設 JV の代表者を代表企業とし、当該代表企業が本事業の入札に関する手続きを行うものとする。

(3) 複数業務等の禁止

- ① 設計企業の構成員と建設企業の構成員は、兼ねることはできない。
- ② 資本面又は人事面において密接な関連のある者（注 1）は、同一の入札参加者において複数の構成員になることはできない。
- ③ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、資本面又は人事面において密接な関連のある者（注 1）についても、同様とする。

(注 1)

「資本面又は人事面において密接な関連のある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・ 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあるもの
- ・ 親会社を同じくする子会社同士の者
- ・ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

(4) 構成員の変更・追加

参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更・追加は原則として認めない。ただし、市の承認を得た場合はこの限りではない。なお、代表企業の変更は認めない。

2 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、参加表明書（様式 1-1）提出日時点において、次の(1)から(3)までの要件を全て満たす者とする。当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めない。また、入札参加資格審査書類（様式 1-1 から 2-4-5）に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

(1) 共通要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定する入札参加の資格制限に該当しない者であること。
- ② 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又または同条第 2 項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条第 1 項の規定による更生手続き開始の申立てをした者又または同条第 2 項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者
- ③ 公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ④ 法人税、所得税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同上第 6 号に規定する暴力団員又はその構成する者（暴力団の構成団体を構成する者を含む）でないこと。
- ⑥ 「新上越斎場建設事業事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の委員又は委員が属する法人と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- ⑦ 下記の本事業に係るアドバイザー業務に携わった者と資本面又は人事面において密接な関連のある者でないこと。
 - ・ 株式会社 地域経済研究所
 - ・ 株式会社 ユーデーコンサルタンツ
 - ・ 株式会社 東畑建築事務所
 - ・ 北口・繁松法律事務所
- ⑧ 下記の新上越斎場火葬炉整備事業の事業予定者と資本面又は人事面において密接な関連のある者でないこと。
 - ・ 株式会社 宮本工業所※事業予定者は、議会の議決（令和 3 年 9 月定例会）をもって本契約予定
- ⑨ 市との連絡を電子メールで行うことができること。
- ⑩ 市との協議を日本語で行えること。

(2) 設計企業の要件

2 社とし、構成員は、次の要件を満たすこと。

共通要件

- ・ 令和 2・3 年度上越市建設コンサルタント等業務入札参加有資格者名簿に登載されている者。ただし、登載者以外の者であっても、参加表明書の提出までに、市契約検査課にて入札参加資格審査申請に必要な手続をし、市の審査を受けることを条件に、本事業への参加を認めること

とする。この場合、審査の結果によって、参加を取り消すことができるものとする。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録がなされていること。
- ・ 一級建築士を 1 名以上適正に配置できること。
- ・ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づく官公需適格組合は、構成員になることはできない。
- ・ 設計企業の 2 社は、責任の所在を明確にすること。

設計代表者

- ・ 官公庁発注の建築設計業務において、元請けとして、平成 18 年以降、火葬場の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務の履行実績がある 1 社とし、能力等に照らし円滑な共同業務を確保するうえで中心的な役割を果たすことのできる者とする。
- ・ 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある本要求水準書に定める設計管理技術者、照査技術者及び監理業務管理技術者を配置できること。なお、設計管理技術者と監理業務管理技術者は兼任してよい。

設計代表者以外の構成員

- ・ 上越市内に本社又は営業所（注 2）を有すること。

（注 2）

「営業所」とは、次の要件をすべて満たすものをいう。（「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請」の際に市に提出してある「市内営業所に係る調査表」に基づく）

- ・ 契約締結などの権限を委任されている者が常駐していること
- ・ 実態的な営業活動を 1 年以上行っていること
- ・ 営業所に常勤する従業員が 1 人以上であること
- ・ 営業所としている建物内において、明確に区分された事務室が設けられていること

(3) 建設企業の要件

2 社又は 3 社による建設 JV とし、構成員は、次の要件を満たすこと。

共通要件

- ・ 公告時点で、令和 2・3 年度上越市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者で、「建築一式」の格付けが「A」であるもの。
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定により、工事種目「建築一式」に係る特定建設業の許可を得た者。
- ・ 建設 JV の結成方法は自主結成とし、詳細は上越市共同企業体運用基準によること。

代表者

- ・ 上越市内に本社又は営業所（注 3）を有すること。
- ・ 平成 18 年以降、官公庁発注の建築工事において、元請けとして、延床面積 2,000 m²以上の施設の工事实績を有していること。なお、共同企業体の構成員としての元請けを含む。

- ・ 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある、監理技術者を建設業法に従って専任で配置できること。

代表者以外の構成員

- ・ 上越市内に本社を有すること。
- ・ 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある、主任技術者を建設業法に従って専任で配置できること。

(注3)

「営業所」とは、公告時点で次の要件をすべて満たすものをいう。（「建設工事入札参加資格審査申請」の際に市に提出してある「市内営業所に係る調査表」に基づく）

- ・ 契約締結などの権限を委任されている者が常駐していること
- ・ 実態的な営業活動を5年以上行っていること
- ・ 営業する許可業種に対応する専任技術者が常駐していること
- ・ 営業所に常勤する従業員が3人以上であること
- ・ 営業所としている建物内において、明確に区分された事務室が設けられていること

3 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、参加表明書（様式 1-1）の提出期限（令和3年8月31日）とする。

4 参加資格の喪失

入札参加者の代表企業が、入札参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消す。

入札参加者の構成員のうち代表企業以外の1ないし複数の構成員が、入札参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を喪失した場合は、次の場合を除き、当該入札参加者の参加資格を取り消す。

- ① 参加資格を喪失しなかった構成員（以下「残存構成員」という。）のみとしたうえで、残存構成員のみで本入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を満たし、入札参加者の再構成について市の承認を得た場合。なお、この場合における入札参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。
- ② 参加資格を喪失した構成員（以下「喪失構成員」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな構成員を加えたうえで、入札参加者の再構成について市の承認を得た場合。なお、この場合における入札参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を市に提出した日とする。

第3 事業者の募集・選定

1 募集・選定の方法

事業者の募集、選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、入札価格及び設計・施工等の提案内容を総合的に評価する、地方自治法施行令第167条の10の2に基づく総合評価一般競争入札とする。

選定の方法及び評価の基準は、落札者決定基準による。

2 募集・選定のスケジュール

本事業における事業者の募集、選定のスケジュールは、次のとおりとする（予定）。ただし、「上越市の休日」を定める条例（平成元年条例第29号）に規定する市の休日（以下、「休日」という。）には、受付を行わない。

日 程	内 容
令和3年7月21日（水）	入札公告
令和3年8月10日（火）	入札説明書等に関する質問の受付期限
令和3年8月25日（水）	入札説明書等に関する質問への回答の公表
令和3年8月27日（金） ～ 8月31日（火）	参加表明書の受付期間
令和3年9月15日（水）	入札参加資格の確認結果の通知
令和3年10月18日（月）	技術対話の期限
令和3年10月27日（水）	改善通知
令和3年11月24日（水）	提案書及び入札書の受付期限
令和3年12月下旬	提案審査・価格評価 (プレゼンテーション及びヒアリング（予定）)
令和4年1月	落札者の決定
令和4年3月	事業契約の締結

技術対話以降については、改善通知の状況等により変更になる場合がある。

第4 入札に関する事項

1 入札の手続

(1) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を下記のとおり受け付ける。

受付期限	令和3年8月10日（火）午後3時まで
提出方法	質問書（様式12）により、電子メール添付により提出する。 <ul style="list-style-type: none">・メールの件名は「入札説明書等に関する質問」とすること。・質問書に提出者を特定できる内容を記載しないこと。・市は、電話等による質問は応じない。・市は、質問について直接確認を行うことがある。
提出先	本事業に関する市担当部署のメールアドレスに送信する。

(2) 入札説明書等に関する質問への回答の公表

入札説明書等に関する質問への回答は、令和3年8月25日（水）までに市のホームページにおいて公表する。

(3) 参加表明書の受付

入札参加希望者は、参加表明書（様式1-1）及び関連書類（様式1-2から2-4-5）を下記のとおり提出すること。

受付期間	令和3年8月27日（金）から8月31日（火）午後3時まで
提出方法	代表企業が持参により提出する。 <ul style="list-style-type: none">・期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間（最終日は午後3時まで）（休日及び各日の午前12時から午後1時を除く）・持参する日時は、事前に市担当部署に電話にて連絡、協議のうえ、決定すること。
提出先	本事業に関する市担当部署に持参する。

(4) 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、代表企業に対して、令和3年9月15日（水）までに通知する。

(5) 入札参加資格の確認結果に対する説明の要求

入札参加表明確認の結果通知により、当該資格を有していないと確認された入札参加者は、下記のとおり、その理由について市に対して説明を求めることができる。

受付期間	令和3年9月16日（木）から9月24日（金）午後3時まで
提出方法	確認結果に関する理由説明の要求書（様式13）により、電子メールに添付して提出する。 <ul style="list-style-type: none">・メールの件名は「入札参加資格の確認結果の理由説明の要求」とすること。

	・本件メールを送信した旨を電話にて通知すること。
提出先	本事業に関する市担当部署のメールアドレスに送信する。

(6) 入札参加資格の確認結果に対する理由説明の要求書への回答

市は、入札参加資格の確認結果に対する理由説明の要求書を提出した入札参加者の代表企業に対して、令和3年10月1日（金）までに書面にて回答する。

(7) 入札の辞退

入札参加資格を有すると確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、下記のとおり入札辞退届（様式14）を提出すること。

提出期限	令和3年10月15日（金）午後3時まで
提出方法	電子メールに添付して提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・メールの件名は「入札辞退」とすること。 ・本件メールを送信した旨を電話にて通知すること。 ・持参も可とする。 （持参の場合、休日及び各日の午前12時から午後1時を除く、午前8時30分から午後5時15分までの間）
提出先	本事業に関する市担当部署のメールアドレスに送信又は持参する。

(8) 技術対話

技術対話は、令和3年10月18日（月）までにおこなう予定である。市は、実施する方法、日時及び場所等の詳細について、決定し次第、入札参加者の代表企業に通知する。

(9) 改善通知

市は、令和3年10月27日（水）までに、代表企業に対し、改善通知をおこなう。

入札参加者の特殊技術、権利、競争上の地位その他正当な利害を害す恐れのあるもの以外については、公平性を担保するため、技術対話に係る過程についてその概要を公表する。

(10) 提案書及び入札書の受付

入札参加者は、提案書（様式3-1から様式10）及び入札書（様式11-1及び11-2）を次のとおり提出すること。なお、提出日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

受付期限	令和3年11月24日（水）午後3時まで
提出方法	代表企業が持参により提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・午前8時30分から午後5時15分までの間 （最終日は午後3時まで） （休日及び各日の午前12時から午後1時を除く） ・持参する日時は、事前に市担当部署に電話にて連絡、協議のうえ、決定すること。
提出先	本事業に関する市担当部署に持参する。

提案書は、A4判縦ファイルに左綴じし、提出すること。A3判については折り込むこと。提出書類の文字は、図表中の記載を除き、横書き、10.5ポイント以上を基本とすること。各ページ右下余白に一括通し番号のページ番号（ゴシック体10.5ポイント程度）を入れ、片面印刷とし、項目ごとにインデックスをつけること。指定様式にページ数の指定がある場合は、そのページ数以内とすること。

提出部数は、正本1部、副本10部、電子媒体一式（DVD-R等）1枚とする。正本には、提案書（様式3-1）を添付すること。副本には、提案書（様式3-2）を添付し、会社名及び会社名が特定される記号等を記載してはならず、各ページの右上余白に、参加表明書の提出後に市が通知する整理記号（ゴシック体14ポイント程度）を記載すること。

また、図面については、**別記1**「図面集の作成要領」のとおりとすること。

(11) 基礎確認

市は、提出書類の不備及び基礎的事項等の確認を行う。

市は、提案書の基礎的事項の確認をするにあたって、必要と判断した場合に入札参加者に対し内容の確認を行うことができる。また、市は、提出条件を指定している書類の不備が認められた場合は、差し替えを求めることができる。確認事項及び差替えは、代表企業に通知する。

(12) 総合評価及び最優秀提案者の選定

市は、前項の確認を通過した入札参加者に対し、令和3年12月下旬頃に提出書類の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。市は、具体的な実施方法、時間等を後日代表企業に対して通知する。

審査、評価及び最優秀提案者の選定については、落札者決定基準に示すとおりとする。

(13) 落札者の決定の通知及び公表

落札者の決定は、令和4年1月頃に、代表企業に対し書面により通知及び市のホームページに公表する。

審査における経緯及び結果についての質疑、異議申し立ては一切受け付けない。

(14) 落札者を決定しない場合

市は、事業者の募集、評価及び落札者の決定において、入札参加者がいない又は最優秀提案がない等の場合、落札者を決定せず、その旨をすみやかに公表する。

2 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容（入札説明書等に記載の条例、規則、要綱、要領等については、最新版が適用されることも含む。）を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が選定及び審査結果の公表に必要と認める場合、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているデザイン、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

(7) 提案書の取扱い

提出された提案書は、原則、差し替え等の訂正、記載内容の変更は認めない。ただし、予定する配置技術者（設計管理技術者、照査技術者、監理業務管理技術者、監理技術者及び主任技術者）について、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格及び実績がある者とし、市の了解を得なければならないものとする。

市は、提出された提案書は入札参加者に返却せず、確認、審査及び評価に必要な範囲内で複製又は複写することができる。また、本事業に関する情報公開請求があった場合は、上越市情報公開条例（平成8年条例第1号）に基づき必要な対応を行う。

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。また、入札参加者の談合（連合）の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(10) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ・参加資格要件のない者のした入札又は委任を受けない代理人がした入札
- ・入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- ・同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

- ・脅迫その他不正の行為によってした入札
- ・談合その他不正行為があったと認められる入札
- ・提出書類に虚偽の記載をした入札
- ・その他入札に関する条件に違反した入札

(11) その他

入札参加者は、入札説明書等の内容又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

連絡が必要な場合は、必ず書面又は電子メールにより行うものとし、電話では受付ない。

第5 事業者の選定について

1 選定委員会の設置

市は、落札者選定にあたり学識経験者等で構成される選定委員会を設置する。選定委員会は、原則、非公開とする。

入札参加者は、落札者決定前までに、選定委員会の委員に対し、審査に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は、失格とすることとする。

市が設置した選定委員会の委員は、次のとおりである。(敬称略)

担当	氏名	所属
委員長	倉知 徹	学校法人 新潟工科大学工学部 准教授
副委員長	伊草 伸雄	国土交通省 北陸地方整備局営繕部 技術・評価課長
委員	吉田 仁史	上越市 都市整備部長
委員	笠原 浩史	上越市 福祉部長

2 落札者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえて落札者を決定する。

3 結果の通知及び公表

市は、代表企業に対し書面により通知及び市のホームページに公表する。

第6 契約に関する事項

1 契約の締結

市は、落札者と工事請負契約の仮契約を締結する。

仮契約は、当該契約に関する議案が上越市議会の議決を経た場合に本契約の効力が生ずる。当該契約に関する議案は、上越市議会令和4年3月定例会に提出する予定である。

なお、落札者が自らの事由により仮契約の締結に至らない場合には、市は総合評価一般競争入札の総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による契約締結の手続きを行う場合がある。

2 契約を締結しない場合

落札者の構成員が、落札者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合がある。

3 契約金額

契約金額は、入札書価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

4 契約の保証

契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する額以上もしくは契約書（案）に定める契約保証金の納付の免除の規定による。

第7 その他

1 本事業に関する市担当部署

住所	〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
担当	上越市 福祉部 福祉課 福祉総務係
TEL	025-526-5111
FAX	025-525-5157
E-mail	fukusi@city.joetsu.lg.jp

図面集の作成要領

番号	設計図書類	記載事項および留意点	最大枚数	用紙サイズ*
1	表紙	・様式 9 に従って記載してすること。	1	A3
2	計画概要説明書	・計画概要説明書を記載すること。	制限なし	A3
3	コンセプト図	・デザイン・計画コンセプトについて、文章のほかスケッチや概念図等を用いて示すこと。	1	A3
4	外観透視図 (鳥瞰、事業用地全体)	・事業用地全体を見渡すものとする。透視図の点数は 1 点とすること。	1	A3
5	外観透視図 (目線)	・新斎場を中心に、目線レベルで作成すること。透視図の点数は 2 点以下とすること。	2	A3
6	内観透視図 (目線)	・遺族が利用する部屋、スペースのうち、特に提案したい部分について、目線レベルで作成すること。透視図の点数は 2 点以下とすること。	2	A3
7	全体配置図 [S=1/800]	・事業用地全体(既存斎場敷地を含む)について、外構および周辺道路等を図示すること。 ・新斎場は 1 階平面図とすること。	1	A3
8	平面図 [S=1/400]	・各階平面図を図示すること。	1	A3
9	立面図 [S=1/400]	・立面図 4 面を図示すること。	2	A3
10	断面図 [S=1/400]	・断面図で、長辺方向および短辺方向を各 1 面とすること。	1	A3
11	仕上表	・内装、外装ともに記載すること。	2	A3
12	構造計画図	・構造種別を明示するとともに、概略を図示すること。 ・想定杭量を図示すること。	1	A3
13	給排水ガス設備図 [S=1/800]	・事業用地全体について、給水、排水(雨水、汚水)、ガスの接続系統を図示すること。建物内は省略可とする。	1	A3
14	形態制限チェック図	・建築基準法に基づく形態制限チェック図を図示すること。	1	A3
15	工事計画図	・工事車両進入ルート、ゲートの位置、資材置場、ポンプ車・クレーン車等の配置等を図示すること。	1	A3

※ A4 に織り込んでファイリングすること。

※ 提出データは「PDF ファイル」の形式で提出すること。